

基本目標Ⅳ

男女が共に輝き心豊かに過ごせる社会づくり

男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 男女が互いの性及び身体的特徴を理解し、及び尊重することにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

鹿沼市男女共同参画推進条例第3条

施策の方向

- 1 生涯を通じた男女の健康づくり支援
- 2 子育てへの社会的支援
- 3 安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成することの基本です。

心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、生涯にわたって健康で過ごすため大切なことであり、そのために各種健診（検診）率等を高める必要があります。しかしながら、その受診率は目標に達していない項目も多く、今後さらに取り組んでいく必要があります。

男女で健康上の問題は異なり、特に女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に留意すべきです。こうした観点から、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策や、男女の性差に応じた健康を支援していかなければなりません。

また、高齢者単独・夫婦世帯やひとり親世帯、単身世帯など世帯が多様化し、それに伴い経済的に困難を抱えている世帯も増えています。一人ひとりが安心して生き生きと暮らしていくために、行政による支援のほか地域ぐるみでの取組が望まれます。地域から孤立する可能性がある人や世帯が安心して暮らすことができるよう、見守りその他生活基盤の支援等を地域全体で進めていくことが期待されています。特に、女性は、女性であるがゆえに経済上などを含め様々な困難な状況に置かれている場合もあることを念頭に、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮して自立支援策等に取り組むことが必要です。

男女共同参画の視点に立って、人々が安心して暮らせる環境整備を進めていくことがより一層求められています。

第2章 基本目標と施策の内容

MEMO

◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ : 1994年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生殖に関する「健康」と「権利」のこと。保健医療だけでなく、男女平等、人口問題、生命倫理など、非常に広い範囲を含み、重要な人権の1つとされている。「健康」としては、「安全で満足できる性生活」、「安全な出産」などが、「権利」としては、「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」、「生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられる。

鹿沼市の人口推計

「第7次鹿沼市総合計画」より

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 42 年
総人口 (人)	104,764	104,148	102,348	99,336	95,971	95,270	89,085
年少人口 (人)	16,607	15,024	12,010	12,288	11,087	10,886	9,664
(14 歳以下 : %)	(15.9)	(14.4)	(12.0)	(12.4)	(11.6)	(11.4)	(10.9)
生産年齢人口 (人)	68,338	67,206	60,360	60,054	55,656	54,982	49,464
(15 歳 ~ 64 歳 : %)	(65.2)	(64.6)	(60.3)	(60.5)	(58.0)	(57.7)	(55.5)
老年人口 (人)	19,745	21,890	27,730	26,994	29,228	29,402	29,957
(65 歳以上 : %)	(18.8)	(21.0)	(27.7)	(27.1)	(30.4)	(30.9)	(33.6)
世帯数	32,291	33,837	34,999	38,317	37,861	37,707	35,841
一世帯当人数	3.24	3.08	2.92	2.59	2.53	2.52	2.49
社会増減 (5 か年累計) (人)	624	-506	-964	-758	-495	-449	0
合計特殊出生率	1.44	1.32	1.35	1.36	1.43	1.45	1.6

基本目標Ⅳ

男女が共に輝き心豊かに過ごせる社会づくり

施策の方向 1 生涯を通じた男女の健康づくり支援

施策概要 (1) 健康づくりの推進

内容	事業	担当課
性のライフスタイルに応じた健康管理と疾病の早期発見等の充実、きめ細やかな健康づくりのため、地域の健康問題を把握し、地域全体の健康づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> * 乳がん検診 <ul style="list-style-type: none"> - 30歳以上の女性を対象に2年に一度を基本とし、集団検診で実施 * 子宮がん検診 <ul style="list-style-type: none"> - 20歳以上の女性を対象に2年に一度を基本とし、集団検診及び個別検診で実施 	健康課

施策概要 (2) 生活習慣病予防対策

内容	事業	担当課
性のライフスタイルに応じた健康管理と疾病の早期発見等の充実、きめ細やかな健康づくりのため地域の健康問題を把握し、地域全体の健康づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> * 食生活改善推進員の活動及び育成 <ul style="list-style-type: none"> - 地域の健康問題を把握し、地域全体の健康づくりを実施する。 - 30歳～60歳の市民を対象に食生活改善推進員育成研修を実施する。 	健康課
生活習慣病予防のための検診、健康相談、健康教育等を行い、健康づくりを推進し、超高齢化の時代に向かい寝たきりゼロを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> * 骨粗しょう症検診 <ul style="list-style-type: none"> - 40歳、45歳、50歳、52歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性を対象に、骨密度測定を実施 * 骨粗しょう症予防教室 <ul style="list-style-type: none"> - 骨粗しょう症検診を受診し、要指導・要精検となった方を対象に、骨粗しょう症予防のための健康教育及び健康相談を実施 	

MEMO

◇女性の健康週間：3月3日のひな祭りを中心に、3月8日（国際女性の日）までの8日間。日本産婦人科学会と日本産婦人科医会とが、産婦人科医が女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目指して平成17年に活動を開始した。平成20年からは厚生労働省も主唱し、女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するための活動を行っている。

施策の方向 2 子育てへの社会的支援

施策概要 (1) 母性保護の推進・啓発

内容	事業	担当課
母と子の健康を守るため、各種健康教育や相談事業、訪問指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * プレパパ・プレママデビュー塾の開催 <ul style="list-style-type: none"> - 夫婦で子育てについてイメージできる教室の開催 * 妊産婦相談業務の充実 <ul style="list-style-type: none"> - 妊娠届時の面接、電話相談や訪問を実施 * 妊産婦訪問指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> - 安心して出産・育児ができるよう、助産師及び保健師が訪問し、育児相談、母乳推進を実施 	健康課
妊婦の健康診査の経済的負担軽減と異常の早期発見を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * 妊婦一般健康診査助成事業（ハローベビー券） 1回の妊娠 助成回数14回 	
マタニティマークグッズを配布し、未来のお母さんと赤ちゃんに優しいまち「かぬま」を築く。	<ul style="list-style-type: none"> * マタニティマーク普及啓発事業 	
思春期の健康増進のため、各関係機関との連携の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * 思春期保健事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> - 各学校にて健康講話を実施 - 関係機関との連携 	

MEMO

◇マタニティマーク：妊産婦が身につけることによって、周囲が妊産婦に対する配慮をしやすいことを目的に、厚生労働省の「健やか親子21」推進検討会が平成18年に募集・決定したマーク

～妊産婦さんへ思いやりを～



妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくかったり、周囲にはわかりにくい「つらい症状」があったりする場合もあります。

あなたの周りでこのマタニティマークを付けている人を見かけたら、思いやりある気づかいをお願いします。

施策概要 (2) 子育て期の健康と育児支援

内容	事業	担当課
子育て世帯の育児相談や指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域で安心して子育てできる環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭相談員による相談対応 - 保健センター・地域子育て支援センター・総合教育研究所等関係機関との連携による総合的な子育て相談の実施 * 児童虐待防止対策(早期発見と支援) - 家庭相談員による相談・支援の充実 - 要保護児童・要支援児童対策ネットワークの強化 	こども総合サポートセンター
	<ul style="list-style-type: none"> * つどいの広場の設置 地域の親子の絆を深める居場所の設置 	保育課
児童の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う。	<ul style="list-style-type: none"> * ショートステイ事業(子育て支援短期入所事業) 	こども総合サポートセンター
家庭養育上の不安やさまざまな問題を抱え、支援が必要な家庭を訪問し、相談・指導、あるいは家事等の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> * 養育支援訪問事業の実施 	
児童の健康な成長と母親の健康を守るため、医療費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> * こども医療費助成 - 義務教育修了前児童の保険診療自己負担金の助成 * 妊産婦医療費助成 - 妊産婦の保険診療自己負担金の助成 	子育て支援課
母子保健の向上のため、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の充実を図るとともに、地域に密着した母子保健組織の育成指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> * 乳幼児健診 - 先天性股関節脱臼検診、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を実施し、疾病等の早期発見と育児支援 * 子育て支援健康教育の充実 - 離乳食教室の実施 - 2歳児教室の実施 - にこにこ教室の実施 * 訪問指導の充実 - 子どもの健やかな成長、発達への支援とゆとりある育児への支援のため、必要に応じて、母子等に助産師及び保健師が訪問指導を実施 * 地区組織活動の充実 - 母子保健推進員の協力を得て、乳幼児健診や教室及び地区住民への啓発普及を実施する。 * 子育て世代包括支援センターの設置 - 妊娠から子育てまでの健康相談の充実 	健康課
産後の不安解消と育児支援のために全戸訪問し、虐待の予防と早期発見に努める	<ul style="list-style-type: none"> * こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 養育支援訪問事業の実施 	

施策概要 (3) 少子化対策の推進

内容	事業	担当課
子育てにかかる経済的援助として、多子世帯の保育料を減額及び免除することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境を作る。	<ul style="list-style-type: none"> * 保育料減額・免除(保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園・小規模保育事業所等) - 第2子保育料減額 - 第3子以降保育料免除 	保育課
少子化対策の一環として不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * 不妊治療費の助成 - 夫婦が不妊治療を受ける場合において、不妊治療に関わる保険適用外医療費の1/2(上限15万円)を一夫婦5回まで補助 	健康課
独身男女が人生の良きパートナーに巡り合い幸せな家庭を築くための第一歩を支援することで、結婚難を解消し定住人口の増加と少子化対策に資する。	<ul style="list-style-type: none"> * 仲人会の支援事業 * 出合いの場提供事業の実施 * とちぎ結婚支援センター運営への参画 	人権推進課

施策の方向 3 安心して暮らせる環境の整備

施策概要 (1) 災害時要援護者の支援

内容	事業	担当課
災害時要援護者の把握	<ul style="list-style-type: none"> * 災害時要援護者台帳の更新 * 民生委員・児童委員活動の支援 * シニアライフみまもり隊の活動支援 	厚生課

MEMO

◇シニアライフみまもり隊：一人暮らし高齢者やシルバー世帯等が地域で安心して暮らせる社会づくりのために、鹿沼市では、平成21年から「鹿沼シニアライフみまもり隊」を設置。隊員は市内全域に配置され、自治会や民生委員児童委員、市、社会福祉協議会と連携しながら、支援を必要とする人々への安否確認や相談業務を行っている。

平成28年3月現在の隊員数 382人

施策概要 (2) 高齢者・障がい者福祉の充実

内容	事業	担当課
イベント・スポーツを通して互いに理解を深め合う。	* 鹿沼市ふれあいスポーツ大会の開催	障がい福祉課
生きがいづくり、閉じこもり防止、社会参加への積極的推進を図る。	* 敬老会事業の支援 * 高齢者フェスティバル事業の実施 * 高齢者トレーニングセンター事業の実施	高齢福祉課
高齢者の憩いの場・多世代交流などふれあい活動を推進する。	* 高齢者福祉センター事業の支援 * 生きがい活動支援通所事業(ほっとホーム) * 生きがい支援事業(ほっとサロン)	
高齢者の老後を健全で豊かにする老人クラブの事業を支援する。	* 老人クラブ連合会運営補助 * 単位老人クラブ活動補助	
働くことによる、高齢者の生きがいと社会参加を促進する。	* シルバー人材センター運営補助 * シルバー人材センター運営事業貸付	
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの充実を図る。	* 一般介護予防事業 - 介護予防把握事業 - 介護予防普及啓発事業 - 地域介護予防活動支援事業	
高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの拠点となる地域密着型サービス事業所の整備促進を図る。	* 認知症共同生活介護事業所(グループホーム)整備 * 小規模多機能型居宅介護事業所整備	介護保険課



施策概要 (3) ひとり親家庭への支援

内容	事業	担当課
ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の向上を図り、自立促進を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> * 母子・父子自立支援員による相談対応 - ハローワークとの連携等による個々のニーズに合った自立支援計画の策定(自立支援プログラム策定事業) * 就業支援の促進 - 自立支援教育訓練給付金事業の実施 - 高等職業訓練促進給付金等事業の実施 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 - 県の福祉資金貸付金の相談・受け付け 	こども総合サポートセンター
ひとり親家庭福祉の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * ひとり親家庭福祉連合会活動の支援 * ひとり親家庭優待事業の実施 	
医療費助成や手当の支給によってひとり親家庭等の経済的支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> * ひとり親家庭医療費助成 - ひとり親家庭の父または母とその子に対し、保険診療自己負担金を助成 * 遺児手当の支給 - 父母の一方又は両方が死亡した、義務教育修了前児童の養育者に手当を支給 * 児童扶養手当の支給 - 父または母のいない児童を監護又は養育しているひとり親家庭等に対して手当を支給 	子育て支援課

施策概要 (4) 高齢者・児童等に対する虐待への対応

内容	事業	担当課
児童虐待の早期発見と家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭相談員による相談・支援の充実 ※再掲 * 要保護児童・要支援児童対策ネットワークの強化 ※再掲 	こども総合サポートセンター
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> * 権利擁護・虐待防止事業 - 連絡体制の強化 - 研修会の開催 	高齢福祉課

施策概要 (5) 外国籍市民への支援

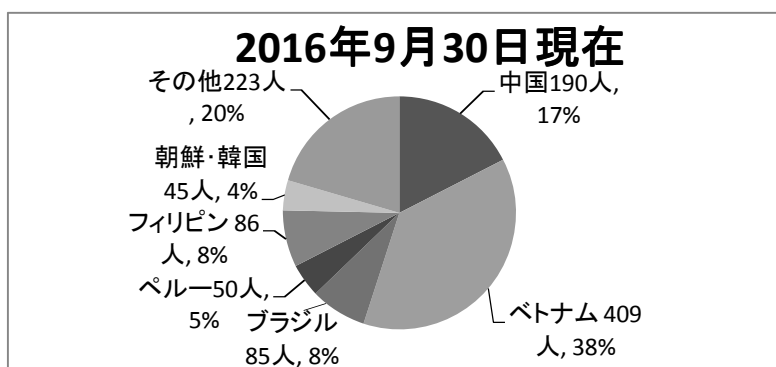
内容	事業	担当課
かぬま多文化共生プランを推進し、外国籍市民も日本人市民も住みやすい地域づくりを推進する。	* かぬま多文化共生プランの推進	地域活動支援課
外国籍市民の日本語の習得を支援する。	* 鹿沼市国際交流協会との連携による日本語教室の開催 * 日本語指導ボランティア等を養成する講座の開催	
外国人住民のために広報の翻訳・配布を行う。	* 「広報かぬま」の外国語翻訳・配布事業 * 「くらしのガイド」の翻訳と配布	市民課

MEMO

◇多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◇外国人住民：日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げる者であって市の区域内に住所を有する者
中長期滞在者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可

鹿沼市国籍別
外国人登録者数



施策概要 (6) 生活困窮者等への支援

内容	事業	担当課
生活困窮者自立相談支援	* 家計や就労等の相談対応と問題解決のため制度や機関を紹介し、継続的支援を行う	厚生課
ひとり親家庭等への支援	* 母子・父子自立支援員による相談対応や就業支援の促進等 ※再掲	こども総合サポートセンター
	* ひとり親家庭医療費助成や児童扶養手当の支給等 ※再掲	子育て支援課

数値目標

基本目標		指標	平成27年度実績	平成33年度末目標	担当課	
I	1	(1) 人権侵害されていないと感じる割合	70.1%	70%以上	人権推進課	
	2	(1) セクハラ発生件数	セクハラ・ゼロ	セクハラ・ゼロ	人事課	
	3	(1) 家庭教育学級の開催	246回	250回	生涯学習課	
		(1) 父親講座の開催	1回	1回		
		(1) 子育てゼミナールの開催	3回	3回		
		(1) 子育て交流のつどいの開催	1回	1回		
		(1) 民間団体を活用したカウンセリングの開催	6回	7回		
		(2) 人権教育指導者専門講座の参加者数	96.2%	70%		
	4	(1) 国際交流事業年間支援回数	5回	3回以上	地域活動支援課	
		(1) 海外友好都市からの訪問団受入ホストファミリー満足度	実施なし	80%		
II	1	(1) 審議会・委員会等における女性委員の割合	22.6%	30%以上	関係各課	
	2	(2) 環境学習リーダーの派遣人数	—	17人	環境課	
		(3) 女性の認定農業者数	17人	20人	農政課	
III	1	(1) 家族経営協定締結数	179組	195組	農業委員会事務局	
	2	(2)	地域子育て支援センター委託箇所数	4カ所	4カ所	保育課
			一時保育実施施設数	23カ所	21カ所	
			休日保育実施施設数	1カ所	1カ所	
			病児・病後児保育実施施設数	2カ所	3カ所	
			夜間保育実施施設数	1カ所	1カ所	
	放課後児童クラブ委託箇所数	33カ所	40カ所	子育て支援課		
IV	(2)	ふれあいスポーツ大会参加者数	294人	320人	障がい福祉課	
		高齢者フェスティバル参加者数	1090人	1000人	高齢福祉課	
		介護予防普及事業	5322人	4000人		
	(3)	ひとり親家庭優待事業参加者数	89人	90人	こども総合サポートセンター	
	3	(4)	高齢者権利擁護・虐待防止研修会 年間開催回数	1回	2回	高齢福祉課
		(5)	「広報かぬま」の外国語翻訳・配布事業	12回	12回	市民課
			かぬま多文化共生プラン目標達成率	96.3%	90%	地域活動支援課
			日本語教室開催回数	毎月8回	毎月8回	
日本語指導ボランティア等養成講座 年間開催回数	1回		1回			